

IC キャッシュカードの特約

1 (特約適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカード（キャッシュカード、ローンカード）のうち、IC チップを付加した IC キャッシュカード（以下「IC カード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めています。
- (2) この特約に定めのない事項については、当金庫のキャッシュカード規定によるものとします。

2 (IC カードの利用)

- (1) IC カードは、この機能の利用が可能な当金庫所定の現金自動預金機、現金自動支払機、現金自動振込機、現金自動預入払出兼用機（以下併せて「ATM」といいます。）等を利用する場合に提供されます。
- (2) 当金庫のキャッシュカード規定の定めにかかわらず、IC カードに未対応の ATM 等では利用できません。
- (3) 当金庫の窓口をご利用の際は、IC 機能を利用しないキャッシュカードとして取り扱います。

3 (ATM 等の故障時の取扱い)

ATM 等の故障時には、IC カードの利用はできません。

4 (IC カード読取不能時の取扱い等)

- (1) IC カードの不良等によって、ATM 等において IC カードを読み取ることができなくなった場合には、IC カードの利用はできません。この場合、当金庫所定の手続きにしたがって、すみやかに取引店に IC カードの再発行を申し出てください。
- (2) IC カードの不良等によって、ATM 等において IC カードを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。
- (3) 当金庫の都合により、当金庫所定の方法で IC カードの再発行・再交付を行なう場合があります。

5 (IC カード発行時における手数料の取扱い)

IC カードを再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。